

## 名寄地区バスケットボール協会旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、各種会議等のため旅行する協会理事等に対して支給する旅費についてその基準を定め、公正なる運用に資することを目的とする。

2 旅費、用務の状況その他により、この規程によりがたい場合は、あらかじめ事務局と協議のうえ、別段の取扱いをすることができる。

### (旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、交通費、日当とする。

### (旅行先の種別)

第3条 旅行先の距離に応じ、次のとおり甲と乙の2種に区別して処理するものとする。

(1) 片道150km未満 甲

(2) 片道150km以上 乙

### (旅費の金額)

第4条 旅費の金額は、前条に規定された種別により別表1の金額を支給する。

2 会議が開催される地域に、大会参加チーム関係者及び審判員等で旅行しているものが、代理で会議に出席する場合は、第3条第1項に準じて取り扱う。

### (旅費の請求)

第5条 旅費の支給を受けようとする者は、別表2により必要な書類を添えて、これを事務局に提出しなければならない。

### (報告)

第6条 旅行者は、帰省後すみやかに会議の内容等を事務局に報告しなければならない。

## 附則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

区 分	支給額	（うち交通費）	（うち日当）
甲 （片道150km未満）	5,000円	2,700円	2,300円
乙 （片道150km以上）	10,000円	7,700円	2,300円

